

令和6年度 保険料率について



広報部鳥 けんぽん
©2018 協会けんぽ大阪支部

医療分

I - i 令和6年度平均保険料率について

(1) これまでの議論の経緯

- 令和6年度の保険料率については、令和5年9月20日開催の運営委員会において、①医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が解消していないこと、②被保険者数の伸びの鈍化、経済先行きの不透明さ等により、保険料の増加が今後も続くとは限らないこと、③足元の医療費の伸びが高水準であるほか、今後も後期高齢者支援金の増加が見込まれること等を事務局より丁寧に説明した上で、議論が進められた。
また、令和5年12月4日開催の運営委員会では、北川理事長から「前任の安藤理事長の方針を引き継いでできる限り長く、現在の平均保険料率10%を超えないようにしていきたいと考えており、協会けんぽの財政については、中長期で考えていくことを基本スタンスとして取り組んでまいりたい。」との考えを示した。
- 令和5年12月20日開催の運営委員会では、委員長より「令和6年度平均保険料率について、前々回（9月20日開催）及び前回（12月4日開催）を含め、各委員からご意見をいただき、運営委員会全体としては、10%維持の意見であったとまとめられる。また、保険料率の変更時期については、事務局の提案に対して、特段の意見はなかった。」と取りまとめられた（12月4日開催及び9月20日開催の運営委員会における令和6年度保険料率に関する運営委員の主な意見は、本資料3～7頁参照）。
- 令和5年10月に開催した支部評議会においても、令和6年度平均保険料率について議論いただいた。当該議論を踏まえ、全支部より令和6年度平均保険料率に関する意見の提出があり、そのうち、「平均保険料率10%維持」の意見が40支部、「引き下げるべき」との意見が1支部、「平均保険料率10%維持の意見と引き下げるべき」との意見の両方の意見（両論併記）が6支部であった。

(2) 運営委員会における議論等を踏まえた協会としての対応

- ① 平均保険料率について
令和6年度の平均保険料率については、10%を維持する。
- ② 保険料率の変更時期について
令和6年4月納付分からとする。

- 医療給付費が年々増加傾向にある。今後も事業主、被保険者の保険料負担を極力抑制しつつ、協会けんぽの運営基盤を健全な状態で持続させていくため、医療給付費の増加が成り行き任せにならないよう、引き続き適切な取組をお願いしたい。その1つとして、国民がヘルスリテラシーを向上させ、セルフメディケーションをはじめとする自助の取組を後押しすることが重要である。従業員が心身ともに病気にかかりにくい就労環境の中で、健康を維持し、長く活躍してもらえるよう、実効性の高い健康経営やコラボヘルスを推進してほしい。また、医療資源の効率的、効果的な活用が極めて重要と考えており、リフィル処方箋の推進や医療フォーミュラの策定等を全国的に進めていくべき。
- 評議会の議論においても、様々なテーマについて例年以上に積極的な提言がされているように感じている。本部としても、支部からの提言を蔑ろにすることなく、意見を取りまとめ、運営委員会の場においても個々のテーマに突っ込んで議論していただきたい。それが、支部を通じた事業主や加入者の理解と、協会けんぽへの参画の意識を高めていくことにつながっていく。
支援金制度について、健康保険料率にも大きな影響を与えることが想定される。協会けんぽでは、将来の医療費の伸びに備え、2012年度から平均保険料率を10%に据え置き準備金を積んでいるわけだが、このことと政府の言っている国民負担の軽減効果についても非常に気になるところである。協会けんぽとしては、支援金制度と健康保険制度は別で考えたいということだと思うが、負担する事業主や被保険者は同じところからお金を拠出するため、このような大きな変革が予想されている中、今までのように中長期的な視点だけで10%を維持するという1点だけではもたなくなっている。5年後、10年後の協会けんぽのあり方をどのように考えていくかを運営委員会で早急に議論する必要がある。我が国の国民皆保険の持続可能性を考えると、医療費削減に取り組むほかない。そのためには、準備金に余裕のある今のうちに医療費削減の道筋を示していくことが重要である。
- 結論として、令和6年度の平均保険料率については、協会けんぽが中長期的な安定した運営のもとで、保険者機能が十分に発揮できるよう、現行の10%を維持することはやむを得ないと思っている。支部評議会の意見についても昨年同様10%を維持すべきという意見が大半であった。積極的な賛成より、料率維持もやむなしとの意見が多かったという認識である。そのことを踏まえ3点申し上げる。
1点目は、支部間の料率格差である。今年度の保険料率は新潟支部9.33%から佐賀支部の10.51%まで大きな格差が生じている。インセンティブの資料から保険料率が高い支部も頑張っていることがわかる。支部の保険者努力だけでは医療費適正化を即座に図ることは難しいため、格差の縮小を図る仕組みを検討いただきたい。
2点目は、インセンティブ制度についてである。エビデンスに基づき、評価指標の妥当性も含めて検討いただきたい。
3点目は、国庫補助についてである。今後も可能な限り平均保険率10%を超えることのないよう国庫補助率を現在の16.4%から20%に引き上げるよう国に求めている。

- 支部評議会の意見を見ていると、中長期的観点により平均保険料率10%維持というコンセンサスは多くの評議会で持っているように感じる。平均保険料率10%維持というコンセンサスが取れている中で、努力をしていかなければいけない。デジタル化について、健保組合の中でデジタル化を進めた結果、財政状況がいいという健保組合がある。協会けんぽでもシステム改修等取り組んでいると思うが、世の中のスピードは速いため、どんどん先取りして、協会けんぽがリードするようにしてほしい。
- 支部評議会の意見について、平均保険料率10%を維持すべきとの意見がある中で、両方の意見がある支部もあり、どちらの意見も理解できるため難しい問題だと感じた。いくつかの支部で国庫補助率の引き上げを求める声があった。これは私としてもお願いしたい。また、インセンティブ制度について加入者にどれくらい認知されているかとの意見があった。私のところにもインセンティブ制度の案内が届いて従業員へ説明したが、なかなか理解されなかった。もう少し周知方法を検討すべきとの意見に賛成である。
- 令和6年度の平均保険料率の考え方に関して、財政の見通しの推計が保険料率を検討するうえで安定的な財政基盤を確保するための判断材料として、手堅い推計をしていただいていると認識している。いくつかのシミュレーションをしても10年後には単年度収支で赤字になることが推計として出ているが、コロナ等の不確定なこともあるため従来のやり方にとらわれず経済の状況を的確に反映した推計や説明をお願いしたい。平均保険料率が10%というのは、毎年変化する残高がどう積み上がっていくかを見ながら政策を打っていくべきである。
- 過剰診療への対策について、例えば抗菌剤や湿布剤は患者が要求し、出さなければ納得してもらえない。エビデンスのない診療に関しては被保険者の理解が重要である。そこがなければ診療側は言われれば出さなければいけなくなってしまう。保険者として被保険者に正しい情報を提供していくことが重要である。ポリファーマシーの問題もあり、5剤以上飲んでいろいろなことが起こり、かえって毒になってしまうこともある。いわゆる効果だけではなく、毒性も含めてその薬の正しい使い方を被保険者に教えてほしい。
データ分析をしていて、今後骨折が増えてくる可能性がある。いくつか理由はあるが、1つは特にここ20年ぐらいで若い女性が痩せすぎていることである。美に対する意識で痩せていることとなり、痩せなければいけないとなってしまう。痩せている人は骨量という骨の中の柱が弱くなっている。加えて、色白であることを強要してくる社会になっているため、UVカットを基本とし、光に当たらなくなっている。そうすることでビタミンDが不足することになる。この国は骨折の予備軍を多く作ってしまっている。その多くは女性で、特に閉経後に骨折が増えてくる。骨折を予防する観点でも栄養指導が重要である。骨を強くするような健康教育に保険者として取り組まなければいけない。

- 保険料率の問題について、支部評議会でおおむね平均保険料率10%を維持するべきとの支部が多く、単年度均衡主義を超えて中長期的に考えることが広まっていることは感銘を受けた。その中で医療費抑制をしなければいけない。まずはローバリューケアとして効果が乏しいことに関してまず廃止とすることから始めて、その次に同じ効果で費用が安くなるバイオシミラーや外来での手術の実施があり、その次に効果が高いけれど費用が高いものをどうするかという議論になる。臨床医は危機感を持っており、費用対効果を考えなければいけないと思っているが、どこまで支払うべきか、患者への適用を費用対効果で考えるべきか、議論が煮詰まっていないところもある。医療費適正化でローバリューケアと費用を削減するところから始めるのは合理的である。

- 保険料収入の増加が今後も継続するか不透明である中で、医療費や後期高齢者支援金の増加の可能性が高いことを踏まえると、医療費適正化の取組が重要となる。医療費適正化の取組によって医療給付費が削減されれば、それを加入者に還元できる。今後は協会が注力している医療費適正化の効果を収支見通しに反映させ、調査研究を進めてほしい。
- 中小企業は、世界的な物価高、エネルギー価格の高騰、人手不足等による防衛的な賃金引上げ等により、大変厳しい状況にある。また、協会けんぽの保険料をはじめとする社会保障費も賃金上昇と相まって、大きな負担になっている。その中で、協会けんぽの保険料収入は賃上げの効果もあって増加し、予想以上に準備金も積みあがる状況となったことで、事業者からは少しでも良いから保険料を引き下げざるべきとの意見も上がっている。
賃金上昇率2.0%の試算について、政府の動向もあり、賃金上昇の流れは続くことが想定されるため、それを踏まえて議論すべきである。しかし、2.0%の試算においてのみ、医療給付費が大幅に上がる仮定が置かれていることには納得できない。物価上昇により賃金は上昇しているが、実質賃金はマイナスであり、特に、現役世代では、賃金が上昇したとしても積極的に医療費を支出しようとするインセンティブは働かないと考えられる。医療費を抑制する取り組みを推進する立場の協会けんぽとしても、「賃上げと連動して医療給付費が増加し、賃上げによる収入増に効果はない」と見られるような試算は、明確な統計に基づかず、問題。厳しい経営状況にある事業所や物価上昇により家計が厳しい被保険者の理解は得られず、これから行われる支部評議会での保険料率の議論をミスリードする恐れがある。賃上げの保険料収入への影響は事業者、被保険者の大きな関心事項であるため、少なくとも他の試算と同様に医療給付費の伸びを3.1%で試算したものを加えて支部評議会での議論を進めるべきである。
- 賃金動向や医療費の負担の在り方もこれまでとは状況が変わっており、変化が激しいため、財政見通しのシミュレーションは細分化しながら行うべき。中小企業の経営状況は依然として厳しいことは変わらないため、数年後に単年度赤字になるとの予想はあるが、単純に保険料を引き上げて財政の安定化を図るのではなく、国庫補助率の引き上げ、高齢者医療費に係る当事者の負担の見直し等をする必要がある。全国平均保険料率は、中小事業者としては引き下げてほしいが、難しければ現状の維持はしてほしい。
- 大幅な賃上げに伴って医療費が上がることについて、私は理解ができる。賃上げと医療費の伸びの連動がおかしいとは思わない。今後、後期高齢者の拠出金も増えることを想定すると、どのグラフになったとしても5年後には厳しくなってくる。保険料10%維持に賛成であるが、今まで保険料率が上がるシミュレーションは見たことがない。保険料率が上がることを想定すれば、医療資源を大切に使わなければいけないという国民へのメッセージになるのではないかと。

- 令和6年度の保険料率に関して、資料に細かい数値を見ながら保険料率を考えることは難しいことだと思うが、個人の意見としては10%を維持することが妥当と思っている。このまま10%を維持すれば準備金を崩さなければいけない時がくると思うが、慎重に議論し、将来的に料率を上げることになったとしても少しでも負担や不安が少なくなるようにしてほしい。
- 医療費の数値の仮定について、賃上げによって医療費も一定程度は上昇することは理解している。ただ、数字の置き方については、絶対ということはなくそれぞれがあくまで1つの材料だと思っている。
協会けんぽの保険料率について、財政は赤字構造で今後楽観は許さない状況であることは認識しており、中長期的視点を踏まえた検討が重要であると理解している。ただ、2022年度の決算の収支差は4,319億円プラスと単年度では黒字が続いており、準備金残高が昨年よりも積みあがっていることは事実である。都道府県単位の保険料率の格差もある中で、準備金の適切な活用や運用はどう検討していくのか。準備金が積みあがっている現状を踏まえて、今後どうしていくのか。
また、資料の中で保険料収入の増加が今後も続くことは期待しがたいとある。その理由について説得力を持って説明していただきたい。根拠となるデータの提示等によって、事業主や被保険者の納得感を得られるようにしてほしい。
- 賃金が上がると、それに引っ張られて医療費が上がる可能性が高いというのが医療経済学上では観察されている。一方で、所得が上がることで健康状態は改善する可能性があるため、長期的にはどちらの効果が出るかという話。ベースケースとして賃金の伸びより医療費の伸びが上になると仮定することはおかしくはない。
- 医療費の増加について、技術や新薬が医療費の増額の主たる原因となっており、大学病院の収入は上がっているが、収益は上がっていない。収入のほとんどが高額薬剤費や高額検査費となっているからである。保険者として高額な薬剤や高額な技術をどう評価するか、ある程度明確な方針を持っておかなければ医療費の高騰化は抑えられない。医療技術の進歩が医療費に影響してくる。諸外国は新しい技術を開発した企業がある程度利益を上げたところで値段を安くするようなことを合意の上で行っているが、日本はどうしていくか、今のところ議論になっていない。保険者としてこれからどうしていくかを明確にしておかなければ、医療費のコントロールは難しい。

令和5年10月に開催した支部評議会において、協会は、

- 医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造や、今後、団塊の世代が全て後期高齢者となる2025（令和7）年度に向けて後期高齢者支援金が増大し、支出の増加が見込まれていること等、協会けんぽの財政は楽観を許さない状況であること
- 協会けんぽの財政について、持続可能性の観点から、「大きな変動がない限り、中長期的に考えていきたい」という基本的なスタンスを変えていないこと（第118回全国健康保険協会運営委員会（令和4年9月14日開催）理事長発言要旨（本運営委員会資料1-3「令和6年度保険料率に関する論点について（参考資料）」の18頁参照）等について丁寧に説明した上で、特段の意見があれば「令和6年度保険料率についての支部評議会における意見」を提出していただくこととしている。

意見の提出状況並びに平均保険料率に対する意見の概要は以下のとおり。

意見の提出なし	0支部(0支部)	※()は去年の支部数
意見の提出あり	47支部(47支部)	
① 平均保険料率10%を維持するべきという支部	40支部(39支部)	← 大阪支部
② ①と③の両方の意見のある支部	6支部(7支部)	
③ 引き下げるべきという支部	1支部(1支部)	

※保険料率の変更時期については、4月納付分（3月分）以外の意見はなし。

【評議会意見】

- 令和6年度保険料率について、中長期的な運営を見据え、10%を維持することはやむを得ないが、10%を超えないよう抜本的な赤字構造の解決策について議論するべきではないか、都道府県単位保険料率の算定方法を見直すべきではないかという意見が出された。

【学識経験者】

- 保険料率を下げるのは難しくても、10%をいかに長期間維持できるようにするか、同時に赤字構造をどのように解消するのかを考えていただきたい。適正な受診を効果的に推進することも大切である。
- 試算シミュレーションが正しいとすれば、中長期的な視点から10%を維持するのは止むを得ないと考える。一方で、大阪支部は調整後の保険料率が10%を上回っており、都道府県別の保険料率決定方式については、見直しをお願いしたい。
- 本来は引下げが望ましいのかもしれないが、10%に据え置いたとしても将来的に赤字になるのであれば、10%維持が妥当である。10%を長期的に維持するために、健診受診、重症化予防に力をいれて医療費の削減につなげていただきたい。

【事業主代表】

- 保険料率の議論は、支出の抑制について、対策を講じて少しでも成果をあげてからすべきである。全国と比較して高額となっている大阪支部の歯科診療費の抑制や、医療費抑制につながるような保険点数の改正などを検討していただきたい。
- 景気が良くなってきているとはいえ、物価高等で賃上げが難しい企業もまだ多くあることから、保険料率については、下げることは無理でも維持できるように努力していただきたい。

【被保険者代表】

- 大阪では10%から少しずつ上がっており上がり続けているという印象。10%をキープするためにはどうしたらよいかという議論をもっとしていただきたい。
- どのような条件で試算してもいずれは赤字となってしまうので、根本的な解決についてどうしていくのかというところを議論していただきたい。
- 賃金が上昇しても、保険料率が上がれば、事業主・被保険者ともに負担が大きく、賃金を上げたくても上げられないという声もある。

Ⅱ－i 協会けんぽの収支見込(医療分)

協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

		R4(2022)年度	R5(2023)年度		R6(2024)年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R5年12月) (b)	R5-R4 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R5年12月) (c)	R6-R5 (c-b)	
収入	保険料収入	100,421	102,406	1,985	102,523	117	H24-R5年度保険料率： 10.00% R6年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,456	12,874	418	11,432	▲ 1,442	
	その他	217	205	▲ 12	172	▲ 34	
	計	113,094	115,486	2,392	114,127	▲ 1,359	
支出	保険給付費	69,519	70,828	1,309	70,718	▲ 110	○ R6年度の単年度収支 を均衡させた場合の 保険料率： 9.70%
	前期高齢者納付金	15,310	15,321	11	12,899	▲ 2,422	
	後期高齢者支援金	20,556	21,903	1,347	23,462	1,559	
	退職者給付拠出金	1	0	▲ 0	0	▲ 0	
	病床転換支援金	0	0	▲ 0	0	0	
	その他	3,388	3,507	118	3,964	458	
	計	108,774	111,560	2,785	111,044	▲ 516	
単年度収支差		4,319	3,926	▲ 393	3,083	▲ 843	
準備金残高		47,414	51,340	3,926	54,422	3,083	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

II - ii 政府予算案を踏まえた収支見込(令和6年度)の概要

政府予算案を踏まえた令和6年度の収支見込は、平均保険料率を10%で維持する前提のもとで、収入（総額）が11.4兆円、支出（総額）が11.1兆円と見込まれ、単年度収支差は3,083億円の見込み。

① 収入の状況

収入（総額）は、令和5年度（直近見込）から1,359億円の減少となる見込み。

- 「国庫補助等」について、前期財政調整の1/3総報酬割導入に伴う国庫補助の廃止による影響等で1,442億円減少する。

② 支出の状況

支出（総額）は、令和5年度（直近見込）から516億円の減少となる見込み。主な要因は以下のとおり。

- 「保険給付費」について、加入者1人当たり医療給付費が増加するものの、加入者数の減少や診療報酬改定の影響等により110億円減少する。
- 「高齢者医療への拠出金等」について、団塊の世代が後期高齢者に移行している影響等で、後期高齢者支援金の概算額が増加するものの、前期財政調整の1/3総報酬割導入による前期高齢者納付金の減少が影響し、863億円減少する。
- 「その他」について、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に対する対応や、令和7年12月末のリース期間満了に伴う各種サーバー機器の交換等による協会事務費の増加等により、458億円増加する。

③ 収支差と準備金残高

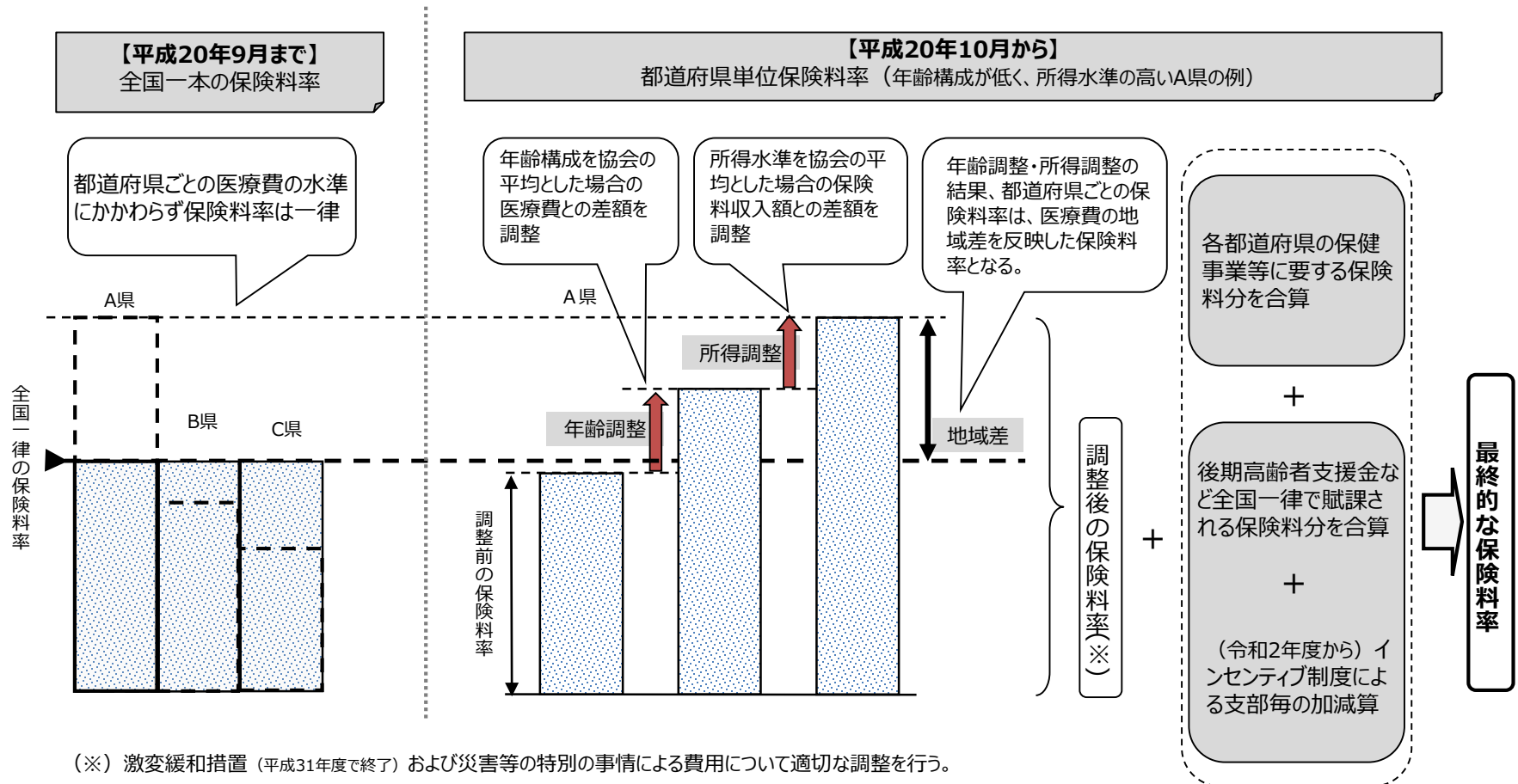
令和6年度の「収支差」は、令和5年度（直近見込）より、843億円減少して3,083億円になる見込み。

（収支均衡料率は、9.70%の見込み。）

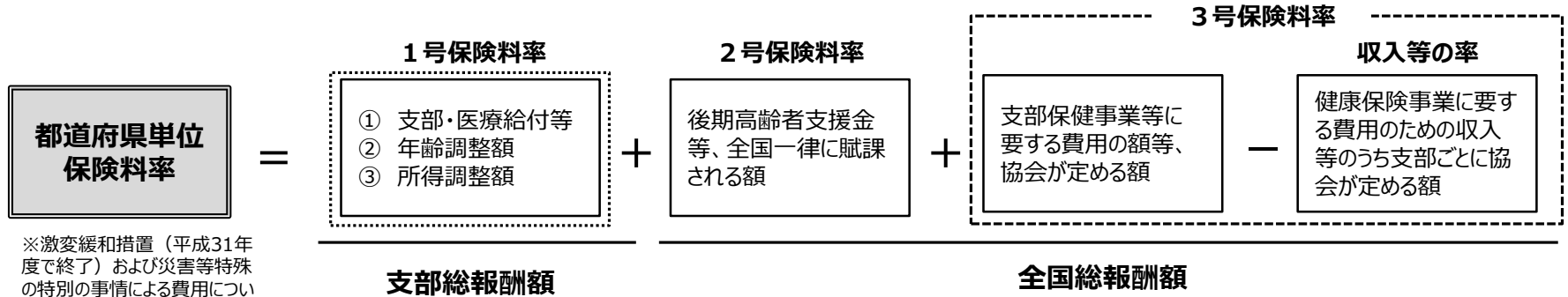
令和6年度末時点の準備金残高は5.4兆円の見込み。

Ⅲ－i 都道府県単位の保険料率の設定のイメージ

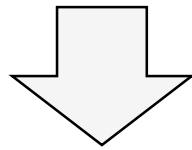
都道府県単位の保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。



Ⅲ－ⅱ 都道府県単位保険料率の算定方法(精算調整・インセンティブ制度の加減算 除く)



※激変緩和措置（平成31年度で終了）および災害等特殊の特別の事情による費用については適切な調整を行う



②年齢調整額とは

全国平均の年齢階級別の加入者1人当たりの給付費に、支部の年齢階級別の加入者数を乗じた額

－

全国平均の年齢階級別の加入者1人当たりの給付費に、支部の加入者の年齢構成が全国平均とした場合の年齢階級別の加入者数を乗じた額
（＝全国平均の加入者1人当たり給付費に、支部加入者数を乗じた額）

【年齢構成の高い支部：年齢調整額が正の値 ⇒ 年齢調整額を控除 ⇒ 保険料率が下がる】

③所得調整額とは

全国平均の加入者1人当たり給付費に、支部の加入者数を乗じた額

－

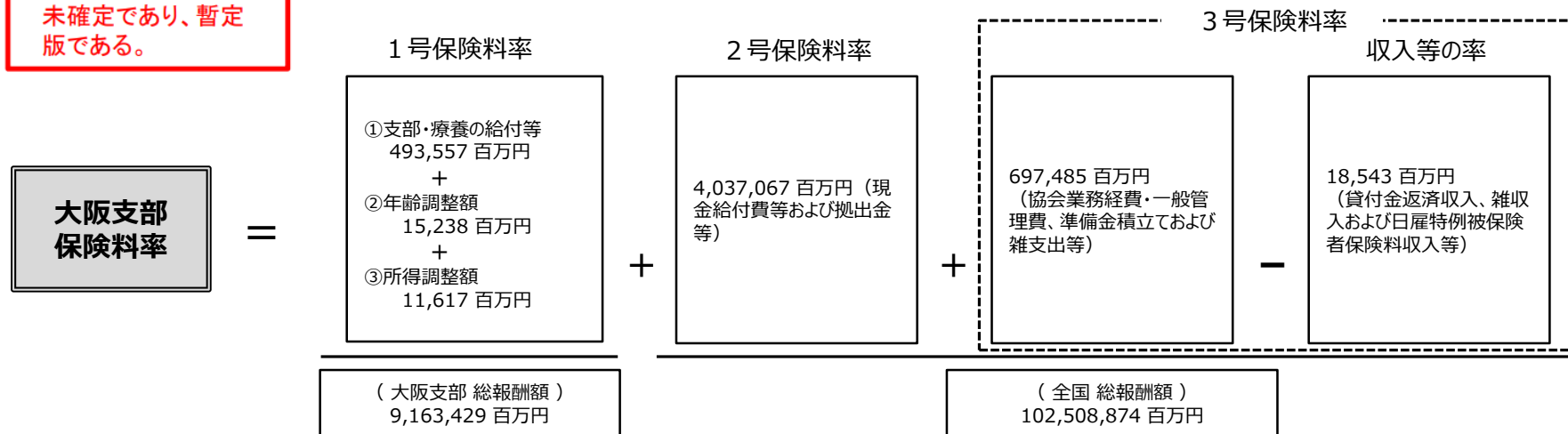
全国の給付費の総計を支部ごとの総報酬額で按分した額

【総報酬額の低い支部：所得調整額が正の値 ⇒ 所得調整額を控除 ⇒ 保険料率が下がる】

(注) 支部療養給付等から国庫補助相当分を控除して算定

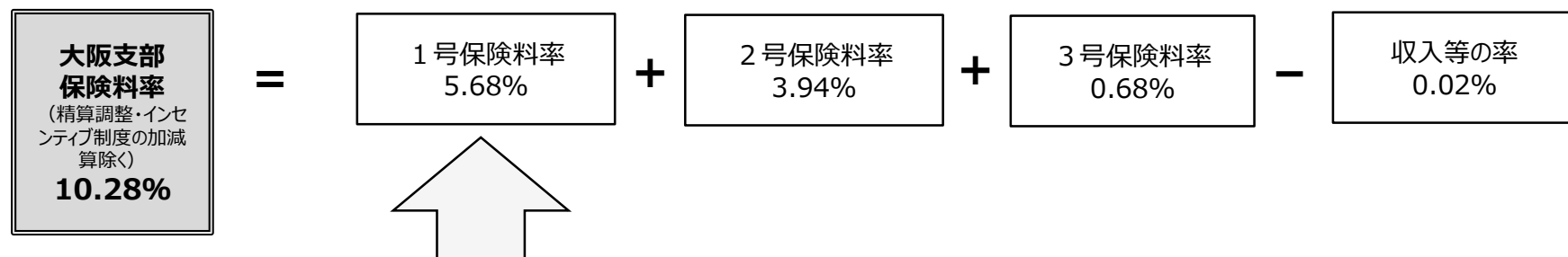
IV- i 令和6年度大阪支部保険料率の基本的な算定方法(精算調整・インセンティブ制度の加減算 除く)

※一部の基礎データが未確定であり、暫定版である。

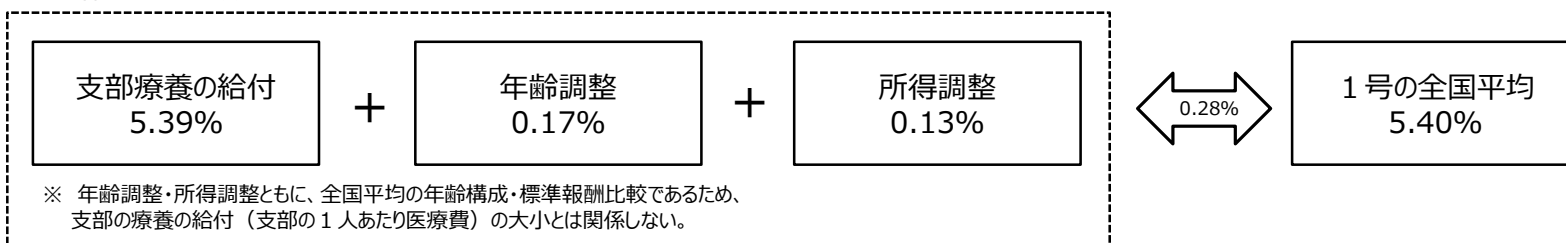


≪料率に換算すると≫

※ 保険料率を算出する際は計算の最終時点で四捨五入



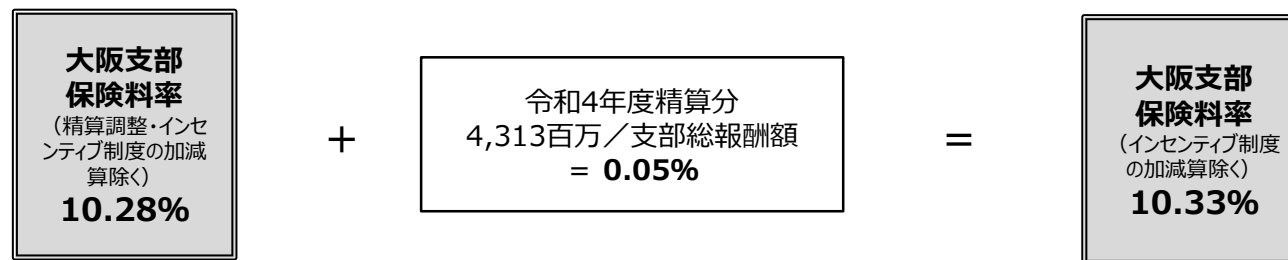
≪1号保険料率内訳≫



IV－ii 令和6年度大阪支部保険料率の精算調整・インセンティブ制度の加減算の反映について

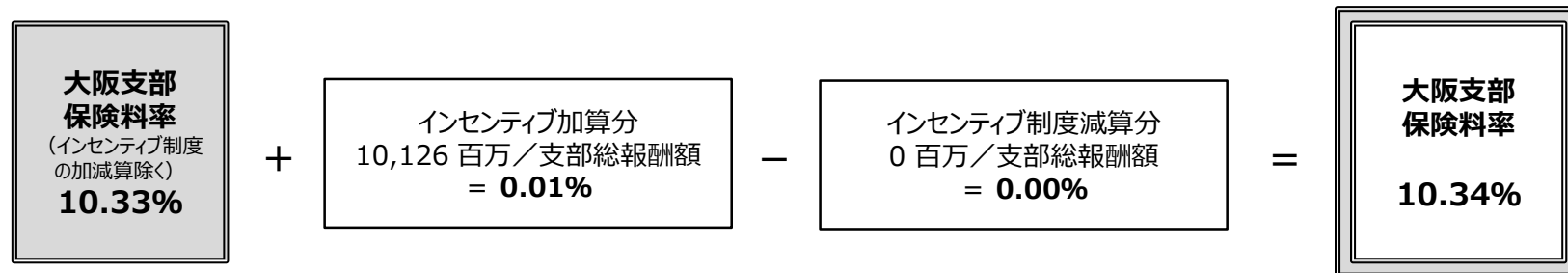
※一部の基礎データが
未確定であり、暫定
版である。

「精算調整を反映させる」



・ 令和4年度精算分経費 : -4,313,319,099円
(※マイナスの場合は絶対値を加算する)

「さらに、インセンティブ制度の加減算を反映させる」



保険料率は、下3桁を
四捨五入して算出する

介護分

V-i 介護保険の令和6年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和6年度は、令和5年度末に見込まれる剰余分（508億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう1.60%（4月納付分から変更）とする。

令和5年度の1.82%から引下がる最大の要因としては、令和4年度納付分に多額の精算（戻り分1,837億円）が発生したことがあげられる。

（参考）

健康保険法第160条第16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込}}$$

1.82%から令和6年4月以降に1.60%へ引き下げた場合の令和6年度の保険料負担の影響（被保険者1人当たり、労使折半前）

〔年額〕 10,151円（83,975円→73,824円）の負担減
〔月額〕 748円（6,188円→5,440円）の負担減

（注1）標準報酬月額を340,000円、賞与月額を年1.571月とした場合の負担を算出したものである。

（注2）「年額」は令和6年度の標準報酬月額（12か月分）と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額（1か月分）によって算定したものである。

V - ii 協会けんぽの収支見込み(介護分)

協会けんぽの収支見込 (介護分)

(単位：億円)

		R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	備考
		決算	直近見込 (R5年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R5年12月)	
収入	保険料収入	10,174	11,546	10,242	R4年度保険料率： 1.64% R5年度保険料率： 1.82% R6年度保険料率： 1.60% 納付金対前年度比 ⇒ ▲98
	国庫補助等	1	0	1	
	その他	-	-	-	
	計	10,175	11,546	10,243	
支出	介護納付金	10,494	10,793	10,695	
	その他	43	0	0	
	計	10,537	10,793	10,695	
単年度収支差		▲ 362	753	▲ 452	
準備金残高		▲ 245	508	56	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和6年度保険料率改定について

VI- i 令和6年度健康保険料率および介護保険料率の変更が及ぼす影響額について

- 平均保険料率10%の場合、大阪支部における変化（月単位）
 ～標準報酬月額30万円の被保険者の場合～

健康保険料率	令和5年度	10.29%
	令和6年度	10.34%
現在からの変化分	料率	+0.05%
	金額	+150円
	(被保険者負担分)	+75円

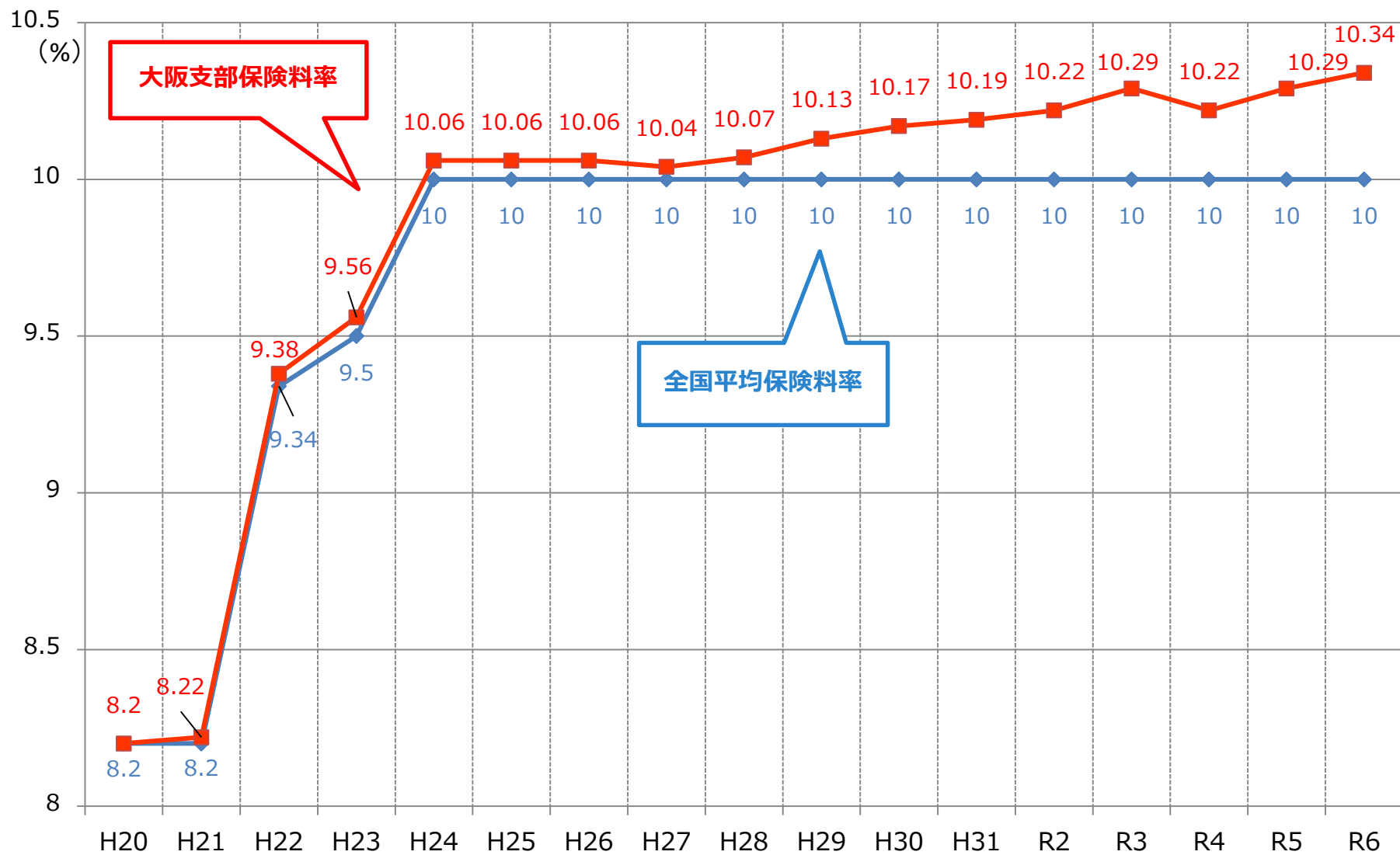
介護保険料率	令和5年度	1.82%
	令和6年度	1.60%
現在からの変化分	料率	-0.22%
	金額	-660円
	(被保険者負担分)	-330円

※ 数値は、政府の予算セット時の計数で算出すると異なる結果となる場合がある。

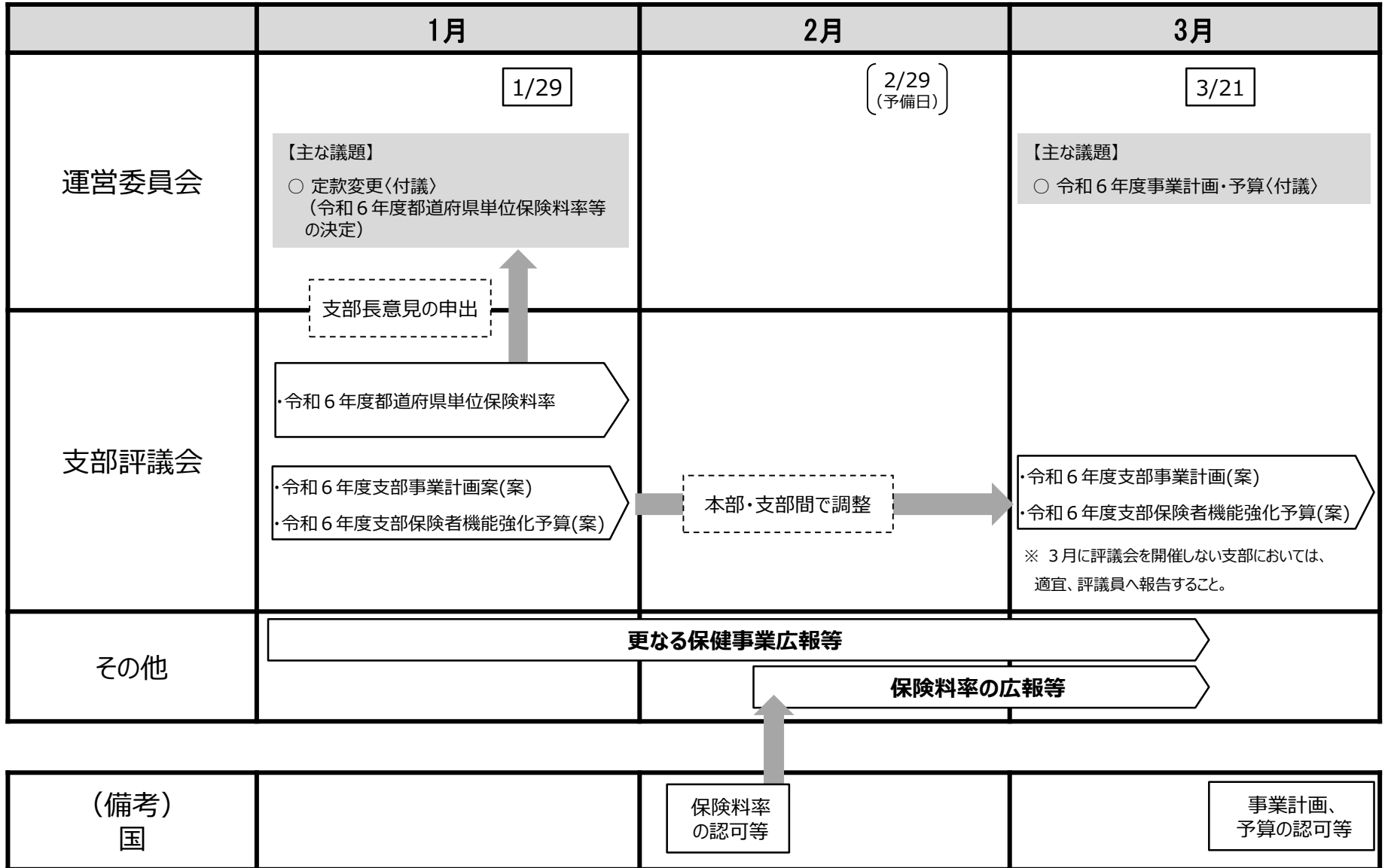
VI-ii 協会けんぽ大阪支部 健康保険料率の推移

平均保険料率 10.00%

大阪支部 保険料率見込（見込） 10.34%



VII 令和6年度都道府県単位保険料率及び事業計画・予算の決定に向けたスケジュール(現時点での見込み)



Ⅷ 更なる保健事業の充実および令和6年度保険料率広報に係るスケジュール

		2023(令和5)年度						2024年度						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
		健診自己負担軽減										保険料率の認可		付加健診対象拡大
保健事業の充実	LP	特設サイト公開（本部）												
	WEB広告	WEB広告（本部）												
	納入告知書同封チラシ										●	●（本部）	●	
	メルマガ											●		
	健康保険委員向け広報誌											●		
	健診パンフレット													●
令和6年度保険料率	LP	特設サイト公開（本部）												
	WEB広告	WEB広告（本部）												
	新聞広告												●	地方第一紙へ2回（支部）
	料額表											●（本部）	納入告知書に同封（チラシ一体型）任意継続被保険者へ、はがきを発送	
	納入告知書同封チラシ											●（本部）		●
	メルマガ											●	●	
	健康保険委員向け広報誌													●（5月）
	リーフレット・ポスター												●	●
	関係団体を通じた広報												●	●